

山田耕太

○当班の問題意識

・目標：『土芥寇讎記』編者を確定する（ための一歩を踏み出す）。
・課題設定：1編者の「文武」観の重要な構成要素と考えられるのが編者の学んだ諸書。編者の大名像と引用がどう関わるか。2編者が各大名の行跡等の実態をどのように認識し、その認識をいかに「文武」論と結びつけているか。当該期の領主層における現実的課題と「文武」に関する学問等の関係性を明らかにする。大名の実態と『土芥寇讎記』の記述が一致しているかの検討。

○共同作業

・右の1の課題から、編者の思想を捉えるための基礎作業として、本文の記述から以下の事項についての表を作成する。①「編者による引用」大名評中で書物からの引用、あるいは引用と推定される部分の抽出、②「引用書目」引用された書物の書名と篇名、③「原典」原典の記述、④「解釈」いかなる文脈で引用されているか、⑤「人名記載」登場する人名

『土芥寇讎記』の大名評価と実態

当班の共通テーマ設定に基づき、各大名の評価とその実態との対応関係を明らかにするため、その具体例として、47真田伊豆守茲野信房（松代藩）と58水野隼人正源忠直（松本藩）の二人を取り上げる。両者は信濃国の大名のうち一、二の石高数を誇り、その所領は隣接している。享保十年の水野氏改易の折には、真田氏が松本城請取を行うなど浅からぬ関係にあった。『土芥寇讎記』の記述上には、その関係が直接表されているわけではないが、隣接する藩の大名についての評価と、その評価が実情と一致するか否かを明らかにする。それぞれの藩を概観し、信房と忠直の治世での藩内の動きを

押えた上で、『土芥寇讎記』の記述、特に謳歌評説を中心に見ていき、さらにその評価と実態の対応関係を考察していくこととする。

一真田伊豆守茲野信房

○松代藩概要¹⁾

信濃国更級・水内両郡を主な領地とした外様中藩。元和八年（一六二二）に上田より真田信之が一〇万石で入府。初代信之三五年間に藩政の基本線が設定され、以降二代信政（二年間）、三代幸道（七〇年間）を経て信弘・信安・幸弘・幸専（彦根藩主井伊直幸四男）・幸貫（老中松平定信次男）・幸教・幸民（宇和島藩主伊達宗城次男）と一〇代、約二五〇年にわたって在封した。このうち七、八代を井伊家及び久松松平家から迎えたことにより譜代大名に準ぜられることになり、明治四年の廃藩置県で松代県となった後に長野県に吸収されるまで存続した。

藩領は寛文四年（一六六四）の知行状・領知目録によれば内高は一万五八七〇石余、内高の最高は天保六年（一八三五）の一三万三七一五石余であった。藩領では上級家臣の地方知行制が明治維新期まで続くが、内高のうち、蔵入高と地方知行高の比率は、享保期までで約六対四、寛保期以降は約八対二であった。

○三代幸道（信房）とその治世

三代藩主幸道（以下改名後の幸道を用いる）は、二代信政実子として明暦三年（一六五七）に生まれ、万治元年（一六五八）藩主就任、享保一二年（一七二七）七一歳で没したが、歴代の松代藩主の中でどのような位置づけにあるのだろうか。その治世の状況を見ていく。

万治元年二月に父信政が死去し、幸道と従兄沼田藩主信利間に家督争い生じるものの、家臣らの働きにより事が大きくならずして若干二歳という年齢で家督を継ぐ。初代信之・二代信政の築いた基礎の上に立って、全寮的な検地、藩政の整備等を行い、以後幕末まで続

く真田家支配を方向づけたと言える。これは祖父信之の莫大な遺金によるところが大きく、幸道の治世の初期までは比較的裕福であった。しかし、①明暦の大火で焼失した江戸城普請手伝、②越後国高田領検地、③日光山普請手伝、④高遠領検地、⑤信濃国絵図調製、⑥善光寺本堂再建、⑦宝永四年富士山爆発に伴う道路橋梁の改修、⑧朝鮮使節接待役、⑨水野氏改易に伴う松本城地請取などの相次ぐ課役のため、信之の遺金も底をつき、その上、享保二年の松代大火で町方六割、城の大方の建物及び藩金・武具類を焼失したため幕府より復興資金として一万両を借りるに至る。以後藩財政は困窮し、以後数代に渡ってその対応に追われることとなるのであった。

○『土芥寇讎記』の評価

本文の記述

- ・「文武ヲ学ブ沙汰ナシ」
- ・「天性寛然トシテ、所行ニ悪キ義ナシト聞フ」
- ・「物毎古風ヲ宗トシテ、法ヲ守リ、勿論士民ヲ哀憐ノ心アリト云ヘリ」

謳歌評説の記述

謳歌評説は本文の記述をそのまま受けたものであり、引用もなく、比較的短文である。

- ・「主将トシテ文武ヲ不ル学ハ大ヒ成ル不足ト云」
- ・「此将天性寛然トシテ、古風ヲ宗トシ……ト本文ニ記シタレバ、先ツ善将ト云ベシ」
- ・「男色・女色ノ沙汰モナク」
- ・「酒宴・遊覧・利欲・佞・邪曲ノ風聞モナケレバ、善人トモ云フベシ」
- ・「可難ズハ、文武ノ学ビナキ而已也。学有テ無道ナルニハ、遙カニ増ルベシ」
- ・「古風ヲ好ムニ悪事ハナシ」

・「当風ノ婆娑羅ニハ、悪事多シ。敬シ有ルベキ事ニヤ」

評価の上で重要な「文武」を学んでいないとされているが、本文も謳歌評説も善将・善人という評価が下されている。行跡、「家民」の仕置に問題がなく、悪い風聞もないことから、文武を学んでいないことは大きなマイナスとは捉えられていないようである。これは、主将として文武の嗜みはあつて然るべきであるが、それ以上に大名の行跡、士民の仕置を重視するという『土芥寇讎記』全体の傾向に合致している。

○記述の真偽

それでは、以上のような記述の真偽を確認していききたい。真田家の正史及び歴代藩主の記録としては、天保九年（一八三八）八代藩主幸貴の命により編纂された『真田家御事蹟稿』一〇〇余巻を筆頭に、『真武内伝』『松代通記（滋野世紀）』『真田家舊記』等が伝えられているが⁽²⁾、藩主の叙述については初代・二代に多くの分量が費やされ、幸道に關しての記述はあまり多くないが、本人の具体的な姿、文武の嗜みについて、先行研究と合わせて見ていき、文武の嗜みがなかったか否かを考える。

先に書名のみ挙げた『真武内伝』⁽³⁾は、竹ノ内軌定（一六九三～一七四六）、柘植宗辰（一六九一～一七六二）の両藩士が編じた、初期の史実に詳しいもの史書であるが、『真武内伝附録』に幸道の学問についての記述が僅かに見られるので、以下に挙げる。尚、同書は享保一六年編であるが幸道の記述は『附録』の方にあるので、さらに時代は下る。

「御生質篤実閑雅にして好書籍、且詩文を翫び給ひ、李杜の風を慕ひ、其佳章秀逸枚挙に遑あらず、又柔術を嗜み其奥義を極め被得絶妙たり。」

幸道は篤実閑雅なる性質で、漢籍漢詩文好み、また柔術にも長け

ていたとある。これは幸道死後の記録であるため、これを持って即座に『土芥寇讎記』の記述が誤りだとすることはできない。ただ、自らの手による漢詩文集も伝わっており、藩の漢学者として名を馳せたとされているので、『土芥寇讎記』編纂段階でも漢学の素養があった可能性も否定できない。編纂直後の元禄五年（一六九二）に綱吉に論語の講義を受けたともされており、これについても幸道本人の「文」の素養を前提に考えることもできる⁽⁴⁾。

幸道に漢学の素養があったが、それがどの段階で身についたものであるかは明らかにできなかつたが、いづれにせよ、『土芥寇讎記』が主張する文武両道が松代藩でもこの幸道から意識され、六代信弘の治世に至って学問に本格的に力を注ぐことになったことは言えよう⁽⁵⁾。

二水野隼人正源忠直

○松本藩概要⁽⁶⁾

天正一〇年（一五八二）に小笠原貞慶によって松本と改められた同地は江戸期に入って、石川氏、小笠原氏、戸田氏、堀田氏、水野氏を経て享保一年（一七二六）に再び戸田氏が入封し、以後廢藩置県まで同氏の支配が続いた。

水野氏は忠清が寛永一九年（一六四二）に七万石で入封して以後六代九〇年余りの治世が続いたが、享保一〇年（一七二五）に六代忠恒の刃傷事件によって改易処分を受けた。

○三代忠直とその治世⁽⁷⁾

承応元年（一六五二）に生まれ、寛文八年（一六六八）藩主就任、正徳三年（一七一三）没するまで四六年に渡って在封した。藩政は家中・郷村の法度に基づく理想主義的見地から藩政を行い、文治政治に伴う財政の拡大に執心、実生活でも華美を尽くした。苛酷な取立てに対する領民の反発は強く、貞享三年（一六八六）には加助騒動と呼ばれる一揆も起こっている。忠直治世以後、藩財政難が解消

されぬまま水野氏改易に至る。

○『土芥寇讎記』の評価

本文の記述

- ・「文武共ニ不学、武藝ヲ好、勇氣盛ニシテ、才智発明也」
- ・「短慮ニシテ、怒リヲ現シ、仁愛ノ心ナク、人使強ク見ル」
- ・「法度モ稠ク、哀憐ノ心ナキ故ニ、家民共ニ安堵ノ思ヒナシト沙汰アリ」

謳歌評説の記述

- ・「此将才智発明ニシテ、武藝ヲ好、勇氣ヲ専トスル事、家業ノ当然ナレバ、尤も可トスベシ」
- ・「文理ヲ不学トナレバ、譬勇氣アリトモ、是智仁ノ勇ニアラズ。血氣ノ勇トスベシ」
- ・「人主ト成テハ、文武ノ両道ヲ兼備：民ニ辛ク当レバ、疎悪テ、自然ノ事アルトキハ百姓必ズ一揆ヲ起シ：」
- ・「頗ル可謂血氣ノ勇將。善將ニ非ズ」
- ・「願クハ能道理ニモトツキ、善行ニ進事ヲ欲セラルベシ」

文武の学びについては前述の真田幸道同様、共に学んでいないとされるが、血氣盛んで短慮、士民の扱いも悪いとして評価は低い。武士の家業たる武藝を専らとしても、文武の嗜みなく、人使いに問題ある大名に対する評価の低さがこの忠直にも当てはまる。

○記述の真偽

まず文武の嗜みであるが、甲州流軍学者小幡孫次右衛門憲行とその子憲豊および儒学者袖山衛士を召抱えており、元禄年間に小幡の軍談と袖山の大学の講義を受けている⁽⁸⁾。また幸道同様、綱吉の講義を受けたという。小幡は寛文年間から松本藩に勤めていたので、『土芥寇讎記』編纂段階で既に忠直が軍学に触れていた可能性はあ

る。それでもなお「文武不学」とされるのであれば、講義を受けただけでは不十分であつて、所々で名物の学問を戒めていることから、編者は学問の質を重視していたと言えよう。忠直は軍学儒学共に講義を受けていたが、自ら筆をとるようなことはなく、茶道頭・絵師・能大夫などを抱えて華美な生活に耽つたのであつた⁽⁶⁾。

次に、士民の扱いに関しては、「謳歌評説」で武田勝頼等の逸話を引用して論じられているが、加助騒動を受けてのことか、民に辛くあたれば必ず百姓一揆が起ると述べている。文治政治への転換に伴う藩財政の危機という現実的課題に対して、忠直は前述のような法度により家臣領民を統制し、具体的政策については官僚機構に委ね、自ら積極的に藩政を展開させることはなかつた。藩財政の窮乏と加助騒動は藩主忠直の責任に拠るところが大きいという研究史上の評価は、『土芥寇讎記』の評価と一致するのである。

○まとめ

以上、真田幸道（信房）と水野忠直両大名を取り上げて、『土芥寇讎記』の評価と実態の対応関係について見てきたが、忠直については、士民の扱いが悪く、「善将ニ非ズ」とする評価は実像を反映していると考えられる。しかし、文武の嗜みについては、実態とのずれの可能性を指摘するに留まつてしまい、また編者の思想の具体的な考察もできなかったが、各大名の評価に対する文武や引用書目の影響を念頭に置いた上で、今後他の大名に対しても個別の調査を蓄積していくことが必要であると考えられる。評価と実態との対応は、大名によってそれぞれ異なるため、丹念に整理してゆかねばならない。

注

- (1) 『藩史大事典第3巻中部編』、『更級埴科地方誌 第二巻近世編下』、『新訂寛政重修諸家譜 第十一』。
- (2) 『更級埴科地方誌 第二巻近世編下』 第一三章第一節。

- (3) 『信濃史料叢書 第五』 所収。
- (4) 『長野県史 通史編第五巻近世二』 第三章第一節。
- (5) 『松代学校沿革史 第二篇』。
- (6) 『藩史大事典第3巻中部編』、『新訂寛政重修諸家譜 第六』。
- (7) 『松本市史上巻』、『東筑摩郡松本市・塩尻市誌 第二巻下』、『松本市史 第二巻歴史編Ⅱ近世』。
- (8) 『長野県史 通史編第四巻近世一』 第五章。
- (9) 『新編物語藩史 第四巻』 金井圓「松本藩」。

○参考文献

- 『更級埴科地方誌 第二巻近世編』
- 『信濃史料叢書 第五』
- 『新編信濃史料叢書』
- 『新訂寛政重修諸家譜』
- 『新編物語藩史 第四巻』
- 『長野県教育史』
- 『長野県史 通史編第四、六巻近世』
- 『長野市誌』
- 『藩史大事典第3巻中部編』
- 『東筑摩郡松本市・塩尻市誌 第二巻下』
- 『松代学校沿革史 第二篇』
- 『松代町史』
- 『松本市史上巻』
- 『松本市史 第二巻歴史編Ⅱ近世』